

令和6年度  
碧南市小規模保育事業所  
整備・運営者募集要項

碧南市福祉こども部こども課

## 1 募集の趣旨

本市では、令和7年度から3歳未満児の就労による入所要件が、現行の90時間から60時間に緩和されることにより、待機児童が生じる可能性が高く、保育定員枠の拡大が急務な課題となっている。この課題を解消する施策として、早期に事業化が可能である「小規模保育事業A型」を実施する事業者を募集する。

## 2 募集の内容

### (1) 募集事業（類型）

「碧南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する小規模保育事業A型（以下、「小規模保育事業」という。）

### (2) 対象児童及び定員

対象児童：0歳児から2歳児

定員：19人

### (3) 開設時期

令和7年4月1日

### (4) 募集事業所数等

1事業所

※募集する地区については、指定しないものとする。

## 3 応募資格

令和6年4月1日時点で、以下の要件を全て満たしていること。

### (1) 法人格を有していること

### (2) 愛知県内で、認可保育所、幼稚園、認定こども園又は地域型保育事業のいずれか（以下、「保育施設等」という。）を、通算で3年以上運営していること。

### (3) 保育施設の運営を適正に行えること

ア 保育事業に係る関係法令等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、関係法令等に従った運営を適切に行う能力を有すること。

イ 法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査、指導検査で重大な文書指摘を受けていないこと。

### (4) 運営に必要な経済的基礎があること

ア 自己資金として年間事業費の「1/12」以上を、普通預金、当座預金等（以下、「流動資産」という。）として保有していること。

イ 直近の会計年度において、法人の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。（連結決算がある場合は、連結決算で判断する。）

ウ 直近2年間の会計年度において、債務超過（負債が資産を上回っている状況）になっていないこと。

エ 小規模保育事業の実施にあたり、新規に建物の賃貸借契約を締結する場合は、アに加え家賃相当額の6か月分以上の流動資産を有していること。

(5) 欠格事項

次の全ての項目に該当しないものであること

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に該当するもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格を有していないもの）

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第52条第2項に該当するもの

エ 直近1年間の法人税及び消費税を滞納しているもの

オ 直近1年間の法人事業税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 運営について

「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」、「碧南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、その他、関係する法令及び条例、規程等の基準を満たすことに加え、次の事項を満たすこと。なお、「5 施設及び設備に関して」も同様とする。

(1) 開所時間

午前7時30分から午後6時30分の間を開所を必須とする。

ただし、提案により11時間以上の開所とすることは可能とする。

(2) 開所日

月曜日から土曜日（「国民の祝日に関する法律」に定める休日、12月29日から1月3日を除く。）

(3) 入所定員

定員は19人とする。

対象児童は3歳未満児とし、0歳児の定員は6人とする。

(4) 児童の入所

入所児童は保育の必要性の認定を受け、市が利用調整により決定した児童とする。

(5) 保育に関すること

ア 小規模保育事業の特性に留意して、保育する児童の心身の状況等（年齢・発達等）

に応じた保育を行うこと。

イ 関係機関の必要な助言、指導に従い必要な改善を行うこと。

ウ 碧南市延長保育事業実施規程に基づく延長保育事業を実施すること。

(6) 職員に関すること

ア 管理者は専従かつ常勤職員であり、児童福祉事業等に5年以上従事した又は保育施設等において、施設長もしくは主任保育士として2年以上従事した者とする。

イ 保育時間中は、必ず複数の保育士で保育できる体制を整えること。

ウ 保育士については、経験年数や年齢についてバランスの取れた構成とすること。

エ 職員確保に関して、円滑な開所及び運営が行える、実現性が高い計画を立てること。

オ 職員の資質向上及び、離職防止に積極的に取り組むこと。

カ 調理員及び、調乳や配膳（給食を個人別の食器に取り分けるまで）に携わる職員には、月1回検便を実施すること。

(7) 給食に関すること

ア 調理員を配置し、自園で調理すること。ただし、連携施設又は当該小規模保育事業者と同一の法人等が運営する施設からの搬入による提供は可とする。その場合は、調理員を配置しないことができる。

イ 食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。

(8) 健康管理及び衛生管理

ア 児童の健康状態や発育、発達状態の把握に努めること。

イ 保育中の体調不良や事故の発生防止対策を行うとともに、万が一発生した場合に備え、嘱託医配置等の必要な体制を整えること。

ウ 感染症等に適切な対応を図ること。

(9) 地域との関わり

事業者は、近隣住民等に工事施工時の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について選定後に適切に説明するよう努め、地域住民等の理解を得ること。

(10) 保護者との関わり

ア 保育士等で日常の利用児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。

イ 保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、苦情処理マニュアルを作成すること。

(11) 連携施設の設定

事業実施までに、保育内容の支援を担う市内の認可保育所等を連携施設として設定すること。

(12) 個人情報の保護

職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(13) その他

- ア 災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。
- イ 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することにより、補償の体制整備を図ること。
- ウ 休日保育又は一時預かり事業の実施等、多様な保育や地域の子育て支援ニーズに応えるための提案があれば応募申請書に記載すること。なお、実施の内容については選定後に市と協議を行うこと。

5 施設及び設備に関して

本事業を開所する時点において、次の事項を満たすこと。

(1) 建物について

- ア 事業者が所有又は賃借する建物において事業を実施するものとする。なお、建物を賃借する場合は、原則として、地上権又は賃借権を設定し登記をすること。ただし、建物の賃貸借契約において賃借期間を10年以上としている場合や、貸主が地方住宅公社など信用力の高い主体である場合は、登記を行わないこととできる。
- イ 建築基準法に基づく建築確認済証・検査済証（紛失している場合は確認台帳記載事項証明書でも代替可能）が確認できること。
- ウ 建物の当該事業に係る延床面積が200㎡を超える場合、建築基準法で定める保育所への用途変更すること。ただし、延床面積が200㎡以下の場合であっても建築基準法で定める保育所の基準を満たすこと。
- エ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。なお、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、工事着工された物件については、耐震調査を実施し、耐震上問題がないことが確認された建物であること又は耐震補強済の建物であること。
- オ 賃借料は地域の水準に照らして、適正な額以下であること。また、賃貸借契約書には、小規模保育事業として使用する床面積を記載すること。
- カ 事業を実施する物件の確保が確実に見込まれること。また、申請時に、取得又は賃借が確実に見込まれる根拠として契約書又は確約書の写しを提出すること。
- キ 物件の賃貸人と所有者が異なる場合は、物件の所有者が小規模保育事業として使用することを承諾しているか必ず確認し、事業使用における両者からの同意書の写しを提出する見込みがあること。

(2) 設備について

- ア 2歳児1人あたり3.3㎡以上の屋外遊戯場を備えること。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難な場合は、事業所の付近（幼児が徒歩で概ね15分以内）にある屋外遊戯場に代わるべき場所（公園、広場、寺社境内等）があること。また安全な移動経路が確保されていること。

イ 児童が使用する便所と、調理員及び、調乳や配膳に携わる職員が使用する便所を同室に設置しないこと。

ウ 沐浴室を確保すること。また、衛生上区画することが望ましい設備（沐浴室、便所等）は保育室等と区画すること。

(3) その他

ア 小規模事業の候補地は、周辺施設等の状況を考慮し選定すること。

イ 保護者の自動車による送迎を考慮し、駐車場確保等の対策を講じること。

ウ 消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けること。

エ 保育園の出入り口、フェンス等については、防犯に配慮した設計とすること。

6 給付費について

国が定める公定価格に基づき、地域型保育給付を支給する。給付額は、地域区分、利用定員、認定区分による基本額（児童一人あたりの単価）と職員配置等による加算額により決定する。

7 施設改修に係る補助について

施設改修費用に係る補助金については、市の予算の範囲内で交付する。

補助上限額は、保育対策総合支援事業費補助金の交付決定を受けた場合、当該補助金に係る補助基準額の4分の3に相当する額を、当該補助金の交付決定を受けない場合、補助基準額の4分の1に相当する額とする。

(1) 施設改修の留意点

ア 施工業者との契約は、補助金の交付決定後に行うこと。

イ 施設改修に係る補助を受けた小規模保育事業を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還を求める場合がある。

(2) 補助金の支払い

施設改修が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年4月10日のいずれか早い期日までに、実績を報告すること。補助金は、補助額を確定し、かつ、請求書を受理した日から起算して15日以内に支払うものとする。

8 選定スケジュール

公募要項等の公表	令和6年4月8日（月）
質問書の受付	令和6年4月9日（火）～4月19日（金）
質問書への回答	令和6年4月26日（金）
参加表明書受付	令和6年5月7日（火）～5月17日（金）
提案書の受付	令和6年5月27日（月）～6月21日（金）午後5時まで
選定委員会	令和6年7月11日（木）

## 9 応募手続きについて

## (1) 公募に関する質問の受付及び回答

本応募に関する質問の受付を、以下のとおり実施する。

## ア 受付期間

令和6年4月9日（火）から4月19日（金）までとする

## イ 受付方法

別紙1「質問票」に質問内容を記載し、市の問い合わせ先へメール送信すること。  
なおメールタイトルには「募集要項等に関する質問（会社名）」と明記すること。

## ウ 回答方法

令和6年4月26日（金）に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないものとする。また、審査内容や評価項目等に関する質問については回答の対象外とする。

## (2) 参加表明書の受付

本事業への応募を希望する者は、参加表明書を提出すること。期間内に参加表明書を提出しなかった事業者からの提案書は受け付けない。

## ア 受付期間

令和6年5月7日（火）から5月17日（金）までとする

## イ 受付方法

別紙2「参加表明書」を、市の問い合わせ先へメール送信すること。なおメールタイトルには「小規模保育事業 参加表明書（会社名）」と明記すること。

## (3) 提案書の受付

様式3～11について作成し、以下の要領に従い提出すること。なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

## ア 受付期間

令和6年5月27日（月）から6月21日（金）午後5時まで（必着）

## イ 提出場所

〒447-0878 愛知県碧南市松本町28番地

碧南市福祉こども部こども課幼保係

## ウ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること

## エ 提出部数

正本1部、副本9部

## (4) 応募にあたっての留意事項

- ア 応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- イ 受付期間後は本市から指示があった場合を除き、提出書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。
- ウ 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、碧南市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、及びその他市長が必要と認める場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。
- エ 提出する書類の規格は、原則A4版とし、A4版より大きい用紙を用いる場合は、三つ折り等の方法によりA4版に収めるものとする。

## 10 優先交渉権者の決定について

### (1) 審査方法

提出書類及び事業者の代表者等にプレゼンテーション（15分以内）及びヒアリング（20分程度）を実施する。

### (2) 決定方法

別紙「碧南市小規模保育事業所整備・運営者選定基準表」に基づき審査を行う。選定委員がそれぞれ評価を行い、その合計点が最も高かった応募者から順に、優先交渉権者、次点交渉権者を決定する。

なお、点数が同点になった場合は選定委員で協議を行い、順位を決定するものとする。ただし、選定委員の評価した合計点数が満点の6割に満たない場合は選定しないものとする。

### (3) 選定結果と公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定は、令和6年7月下旬を予定している。選定結果は全ての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページにて優先交渉権者の社名及び評価点数並びに応募者の評価点数を公表する。

### (4) 留意事項

- ア 応募書類等が本募集要項で定めた条件を満たさない場合は失格とする。
- イ 本公募による選定が、定員数までの児童の利用を保障するものではない。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合や、選定後に応募資格を有しない者となった場合は、選定を取り消すことがある。
- エ 優先交渉権者との協議が成立しなかった場合、市は次点交渉権者と協議を行うことができるものとする。
- オ 本事業は、概ね10年間の待機児童対策等を目的として実施するものである。事業の目的を達成した後、利用児童が著しく減少した施設については、市が当該施設の事業者に対して、本事業からの撤退を協議する場合がある。

11 問い合わせ先

〒447-0878 愛知県碧南市松本町2 8 番地

碧南市福祉こども部こども課幼保係

電話番号：0566-95-9887

Eメール：kodomoka@city.hekinan.lg.jp